

I. 「1 4月施行に係る関係法令の概要」の追補

(P30の次に追加)

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (30-2)
- 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準 (30-3)
- 介護老人保健施設の人員・施設・設備基準について (30-5)
- 介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (30-6)

(P32の次に追加)

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法に関する基準 (32-2)
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (32-4)

II. 「2 4月施行に係る関係法令新旧等」の追補

(P288の差し替え)

- 介護保険法施行規則及び生活保護法施行規則の一部を改正する省令 (288～288-10)

III. 「3 その他の資料」の追補

(P961の次に追加)

- 介護予防支援業務の委託件数に関する上限について (962～965)

※ () 内の数字は、資料の総ページ番号をあらわす

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

概 要

- (1) サテライト型居住施設の本体施設に関する規定
 - サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合には、その本体施設に置く医師又は介護支援専門員の数を算定するに当たっては、本体施設とサテライト型居住施設の入所者の合計数を算定基礎とすること。
 - 本体施設の管理者はそのサテライト型居住施設の管理者を兼ねることができること。
- (2) 非常災害対策等
 - 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - 非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知すること。
- (3) 褥瘡防止対策
- (4) 感染症対策
 - 感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐための感染症対策委員会を1月に1回程度開催すること、その結果を職員へ周知徹底すること、感染症対策の指針を作成すること、感染症対策に関する職員研修を行うこと、感染症の発生が疑われる際には対処手順に従い対応すること。
- (5) 事故発生・再発防止のための措置
 - 事故発生時の対応等の指針を整備すること。
 - 事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備すること。
 - 事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うこと。
- (6) ユニット型施設における勤務体制の確保
 - ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を置くこと。
 - 2ユニットごとに1人以上の夜勤職員を置くこと。
 - ユニットごとに常勤のユニットリーダーを置くこと。

介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準

概要

1. 小規模介護老人保健施設関係

(1) 定義

○以下の2種類の施設を新たに定義する。

- i) 本体施設である介護老人保健施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される在宅復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設→サテライト型小規模介護老人保健施設
- ii) 病院又は診療所に併設される在宅復帰の支援を目的とする29人以下の介護老人保健施設 →医療機関併設型小規模介護老人保健施設

(2) 人員基準の緩和

①介護支援専門員

本体施設に従事する介護支援専門員であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。

②小規模介護老人保健施設の人員基準の緩和

- i) サテライト型小規模介護老人保健施設については、本体施設の職員により、サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、①医師、②支援相談員、③理学療法士又は作業療法士、④栄養士、⑤介護支援専門員について、配置しないことができる。
- ii) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、併設する病院又は診療所の職員により、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、①医師、②理学療法士又は作業療法士、③栄養士について、配置しないことができる。

※上記の緩和措置については、省令上は、双方の施設の入所者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときに配置しないことができることとしており、解釈通知において、双方の定員を合算し、介護老人保健施設の人員基準を満たす範囲内であることを規定予定。

(3) 施設設備基準の緩和

①小規模介護老人保健施設の施設設備基準の緩和

- i) サテライト型介護老人保健施設については、本体施設の施設を利用す

ることにより、両介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、①調理室、②洗濯室又は洗濯場、③汚物処理室を有しないことができる。

- ii) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、併設する病院又は診療所の施設を利用することにより、両施設の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、①療養室、②診察室を除き、施設基準に定める施設を有しないことができる。

②機能訓練室

サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設の機能訓練室については、40㎡以上の面積を有しなければならないこととする。(介護老人保健施設については、入所定員×1㎡以上)

※ユニット型介護老人保健施設においても、同様の緩和措置を講じることとする。

2. その他の主な改正点

- (1) 一定の要件を満たす場合の耐火・準耐火建築物要件の緩和(第4条関係)
- (2) 褥瘡発生防止のための体制整備に係る規定の追加(第18条第5項関係)
- (3) 感染症及び食中毒の蔓延防止のための措置に係る規定の追加(第29条関係)
- (4) 介護事故発生・再発防止のための措置に係る規定の追加(第36条関係)
- (5) ユニットケアに係る人員基準の見直し(第48条関係)

介護老人保健施設の人員・施設・設備基準について

	介護老人保健施設	サテライト型小規模介護老人保健施設	医療機関併設型小規模介護老人保健施設	介護療養型医療施設（病院）
定 義	—————	本体施設である介護老人保健施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅復帰支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設（本則）	病院又は診療所に併設され、入所者の在宅復帰支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模老健以外のもの（本則）	—————
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○医師(1人以上、入所者 100:1) ○薬剤師 適当数 ○看護・介護職員 入所者 3:1 (うち、看護職員が 2/7 程度) ○支援相談員 入所者 100:1 ○PT又はOT 入所者 100:1 ○栄養士 1以上(定員 100以上) ○介護支援専門員 1以上 ○調理員等 適当数 	<ul style="list-style-type: none"> ★医師 →緩和可 ○薬剤師 ○看護・介護職員 ★支援相談員 →緩和可 ★PT又はOT →緩和可 ★栄養士 →緩和可 ★介護支援専門員 →緩和可 ○調理員等 	<ul style="list-style-type: none"> ★医師 →緩和可 ○薬剤師 ○看護・介護職員 ○支援相談員 ★PT又はOT →緩和可 ★栄養士 →緩和可 ○介護支援専門員 ○調理員等 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師 3人 ○看護職員 入所者 6:1 ○介護職員 入所者 6:1 ○PT及びOT 適当数 ○薬剤師 1人以上 ○栄養士 1人 ○介護支援専門員 1人
施設設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室(1人当たり 8㎡以上) ○診察室 ○機能訓練室(定員×1㎡以上) ○談話室 ○食堂(定員×2㎡以上) ○浴室 ○レクリエーション・ルーム ○洗面所 ○便所 ○サービス・ステーション ○調理室 ○洗濯室又は洗濯場 ○汚物処理室 <p>※廊下幅 幅 1.8 ㍍以上 ※中廊下 幅 2.7 ㍍以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室(1人当たり 8㎡以上) ○診察室 ★機能訓練室 →40㎡以上 ○談話室 ○食堂(定員×2㎡以上) ○浴室 ○レクリエーション・ルーム ○洗面所 ○便所 ○サービス・ステーション ★調理室 →緩和可 ★洗濯室又は洗濯場 →緩和可 ★汚物処理室 →緩和可 <p>※廊下幅 幅 1.8 ㍍以上 ※中廊下 幅 2.7 ㍍以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室(1人当たり 8㎡以上) ○診察室 ★機能訓練室 →40㎡以上 ★談話室 →緩和可(以下★は同じ) ★食堂 ★浴室 ★レクリエーション・ルーム ★洗面所 ★便所 ★サービス・ステーション ★調理室 ★洗濯室又は洗濯場 ★汚物処理室 <p>※廊下幅 幅 1.8 ㍍以上 ※中廊下 幅 2.7 ㍍以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○病室(1人当たり 6.4㎡以上) ○機能訓練室(40㎡以上) ○談話室 ○食堂(定員×1㎡以上) ○浴室 <p>※廊下幅 幅 1.8 ㍍以上 ※中廊下 幅 2.7 ㍍以上</p>

介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

概要

1. 3 施設共通事項

(1) 消火設備等の整備等（第3条等関係、第27条関係）

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること及び非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知することを新たに規定する。

(2) 褥瘡発生防止のための体制整備に係る規定の追加（第18条関係）

(3) 感染症及び食中毒の蔓延防止のための措置に係る規定の追加（第28条関係）

(4) 協力歯科医療機関を定めておくべき努力義務規定の追加（第28条の2関係）

(5) 介護事故発生・再発防止のための措置に係る規定の追加（第36条関係）

(6) ユニットケアに係る人員基準の見直し（第48条関係）

2. 経過措置関係

○現行の介護報酬告示上の療養環境減算（Ⅱ）及び（Ⅲ）に係る経過措置規定について、時限規定とする。

【病院】

(1) 療養環境減算（Ⅱ）→平成20年3月末をもって廃止

- ①一病室当たりの病床数（原則4床以下）の経過措置 →基準省令附則第 8条
- ②病室の面積（原則1人当たり6.4㎡以上）の経過措置 →基準省令附則第 9条
- ③機能訓練室の面積（原則内法40㎡以上）の経過措置 →基準省令附則第11条
- ④食堂又は浴室の経過措置（改善計画を提出している施設）→基準省令附則第 7条

→該当する附則の中に平成20年3月末をもって廃止する旨の規定を追加。

(2) 療養環境減算（Ⅲ）→平成19年3月末をもって廃止

- 食堂又は浴室の経過措置（改善計画を提出していない施設）→基準省令附則第 7条

→該当する附則の中に平成19年3月末をもって廃止する旨の規定を追加。

【診療所】

(1) 療養環境減算（Ⅰ）→平成20年3月末をもって廃止

- ①一病室当たりの病床数（原則4床以下）の経過措置 →基準省令附則第13条
- ②病室の面積（原則1人当たり6.4㎡以上）の経過措置 →基準省令附則第14条
- ③食堂又は浴室の経過措置（改善計画を提出している施設）→基準省令附則第12条

→該当する附則の中に平成20年3月末をもって廃止する旨の規定を追加。

(2) 療養環境減算（Ⅱ）→平成19年3月末をもって廃止

- 食堂又は浴室の経過措置（改善計画を提出していない施設）→基準省令附則第12条

→該当する附則の中に平成19年3月末をもって廃止する旨の規定を追加。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法に関する基準

概要

1. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営基準関係

〈居宅サービス基準からの主な変更点〉

- ①「基本方針」について、介護予防サービスの特性を踏まえた修正を加えたこと。
- ②指定介護予防サービス事業者と指定居宅サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業者の指定に係る事業所が一体的に運営される場合には、指定居宅サービス事業者の人員や設備の基準を満たす場合には、指定介護予防サービス事業者の同基準も満たす旨の規定を追加したこと。
- ③介護予防訪問入浴介護及び介護予防特定施設入居者生活介護について、以下のとおりの修正を加えたこと。

(1) 介護予防訪問入浴介護

○人員に関する基準において、従業者について、以下のように規定する。

- ・看護師又は准看護師 1以上
- ・介護職員 1以上

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

○人員に関する基準において、「看護職員・介護職員」について、以下のように規定する。

- ・要支援1である利用者：看護・介護職員＝10：1（常勤換算）
- ・要支援2である利用者：看護・介護職員＝3：1（常勤換算）
- ・看護職員
利用者が30人までは1人、30人を超える場合は50人又はその端数ごとに1人とする。
- ・介護職員
常に1以上の介護職員を確保すること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- ・看護職員、介護職員ともに1人以上は常勤であること。

(3) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

○人員に関する基準において、従業者について、以下のように規定する。

- ・生活相談員
利用者：生活相談員＝100：1
1人以上は常勤専従であること。ただし、利用者に支障がない場合には限り、同一の施設内の他の職種に従事することが可能であること。
- ・介護職員
要支援者である利用者：介護職員＝30：1（常勤換算）
- ・計画作成担当者
利用者：計画作成担当者＝100：1（常勤換算）
1人以上は常勤専従であること。ただし、利用者に支障がない場合に限り、同一施設内の他の職種に従事することが可能であること。
- ・介護支援専門員であること。（養護老人ホームである特定に経過措置を置くこと）
- ・当該事業所における業務に携わる従業員の員数は、常に1人以上確保すること。ただし、宿直時間帯においては、この限りでない。

- ④介護予防の効果的な支援の方法に関する基準の制定に伴い、現行の居宅サービス事業者の運営基準の中で、「基本取扱方針」、「具体的取扱方針」、「計画の作成」に係る規定など、サービスの提供に当たっての具体的なプロセスを規定しているものについては、介護予防サービス事業者の運営基準においては、原則として、介護予防の効果的な支援の方法に関する基準に適宜修正をした上で規定することとし、運営基準には定めないこととしたこと。

2. 介護予防の効果的な支援の方法に関する基準関係

- 介護予防サービスの提供に当たっての具体的なプロセス（利用者の日常生活全般の状況の把握→計画作成→事業実施→定期的なモニタリング→介護予防支援事業者への報告→必要に応じた計画変更）等について、規定することとした。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準

概 要

(1) 従業員の員数関係

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとの1人以上の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないこと。

(2) 管理者関係

① 指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないこと。

② 常勤・専従の管理者を配置しなければならないこと。ただし、ただし、支障がない範囲で、当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務等に従事できること。

(3) 介護予防の効果的な支援の方法に関する基準関係

介護予防サービスの提供に当たっての具体的なプロセス（利用者の日常生活全般の状況の把握→介護予防サービス計画作成→事業実施→定期的なモニタリング→必要に応じた計画変更）等について規定すること。

(4) 介護予防支援業務の委託

介護予防支援業務の委託に当たり、以下の事項を遵守すること。

イ 地域包括支援センター運営協議会の議を経ること。

ロ 適切かつ効率的な介護予防支援業務の実施のために、委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

ハ 委託先に介護予防支援に関する必要な知識・能力を有する介護支援専門員が配置されていること。

ニ 委託先に適切な業務を行わせるよう必要な措置を行うこと。

ホ 一の指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数は、

当該指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員の数に8を

乗じて得た数以下であること。

介護保険法施行規則及び生活保護法施行規則の一部を改正する省令

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(地域包括支援センターに関する経過措置)

第二条 当分の間、この省令による改正後の介護保険法施行規則第四百十条の五十七の規定の適用については、同条第二号イ中「保健師」とあるのは「保健師又は地域保健等に関し経験のある看護師」と、同号ロ中「社会福祉士」とあるのは「社会福祉士又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)における現業事務(現業事務の指導監督及び福祉事務所がない町村において社会福祉主事として行う事務を含む。)に通算して五年以上若しくは介護支援専門員の業務に通算して三年以上従事した経験を有し、かつ、高齢者の保健又は福祉に関する相談に応じ、助

言その他の援助を行う業務に三年以上従事した経験を有する者」と、同号ハ中「主任介護支援専門員(第四百十条の五十九第三項に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「主任介護支援専門員(第四百十条の五十九第三項に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。)又は令第三十七条の二十一に規定する研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、若しくは介護支援専門員からの相談に応じ、必要な助言を行う事業に従事した経験を有する介護支援専門員」とする。

(高額介護サービス費の支給の申請の特例)

第三条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第 号。以下「平成十八年改正令」という。)附則第九条の高額介護サービス費に関する特例に係る申請については、介護保険法施行規則第八十三条の四の規定を準用する。この場合において、第八十三条の四第三項中「令第二十二條の二第五項、第六項又は第七項」とあるのは、「平成十八年改正令附則第九条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)

第四条 市町村は、介護保険法施行規則第八十三条の五の規定にかかわらず、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間に特定介護サービス（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受けると認められる者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる者について法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者として認定をすることができる。

一 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第 号。以下「平成十八年改正令」という。）附則第四条第一項第一号に規定する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和第六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有してゐる者

ロ 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二号第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下この条において「収入金額等」という。）が八十万円以下の者

二 平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者である場合に限る。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

2 介護保険法施行規則第八十三条の五の規定にかかわらず、市町村は、平成十九年七月一日から平成二十

年六月三十日までの間に特定介護サービスを受ける要介護被保険者であつて、次に掲げる者について法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者として認定をすることができる。

一 平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

二 平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者である場合に限る。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

（法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例に係る認定の手続き等について

五頁

第五条 介護保険法施行規則第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、第八十三条の六第一項中「前条の規定」とあるのは「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「改正省令」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定」と、同項第一号及び同条第五項第一号中「前条各号」とあるのは「改正省令附則第四条第一項各号又は第二項各号」と、第八十三条の七中「前条第一項」とあるのは「改正省令附則第四条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（高額介護予防サービス費の支給の申請の特例）

第六条 平成十八年改正令附則第九条の高額介護予防サービス費に関する特例に係る申請については、介護保険施行規則第九十七条の二の規定を準用する。この場合において、第九十七条の二第三項中「令第二十九条の二第五項、第六項又は第七項」とあるのは、「平成十八年改正令附則第九条により読み替えて適用する第八条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例）

第七条 市町村は、介護保険法施行規則第九十七条の三の規定にかかわらず、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間に特定介護予防サービス（法第六十一の二第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいい、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。以下この条において同じ。）であつて、次に掲げる者について法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者として認定をすることができる。

一 平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 老齢福祉年金の受給権を有してゐる者

ロ 特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六

七頁

月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二号第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下この条において「収入金額等」という。）が八十万円以下の者

二 平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者と同じの世帯に属する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に規定する者である場合に限る。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

2 介護保険法施行規則第八十三条の五の規定にかかわらず、市町村は、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間に特定介護予防サービスを受ける居宅要支援被保険者であつて、次に掲げる者について法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者として認定をすることができる。

一 平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当

するもの

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

二 平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者と同一の世帯に属する者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者又は平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に規定する者である場合に限る。）

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者

ロ 収入金額等が八十万円以下の者

（法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例に係る認定の手続き等につ
いて）

第八条 介護保険施行規則第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、

第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定につい

九頁

て準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の六第一項	
前条の規定	改正省令附則第七条第一項又は第二項の規定
要介護被保険者	居宅要支援被保険者
前条各号	改正省令附則第七条第一項各号又は第二項各号
同項第一号及び第四号	同項第一号
要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第四項	居宅要支援被保険者
要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第五項	改正省令附則第七条第一項各号又は第二項各号
前条各号	第二項各号

第八十三條の六第七項、第九項及び第十項		要介護被保険者	
第八十三條の七		居宅要支援被保険者	
前条第一項	改正省令附則第七條第一項又は第二項	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
特定介護サービス	特定介護予防サービス	特定介護サービス	特定介護予防サービス事業者（法第六十一條の二第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）
特定介護保険施設等	特定介護予防サービス事業者	特定介護保険施設等（法第五十一條の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）	特定介護予防サービス事業者
居住等	滞在	居住等	滞在
食費の基準費用額（法第五十一條の	食費の基準費用額（法第六十一條の	食費の基準費用額（法第五十一條の	食費の基準費用額（法第六十一條の

第八十三條の八第二項		二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	
特定入所者介護サービス費	特定入所者介護予防サービス費	特定入所者介護サービス費	特定入所者介護予防サービス費
要介護被保険者	要支援被保険者	要介護被保険者	要支援被保険者
特定介護保険施設等に提出	特定介護予防サービス事業者に提出	特定介護保険施設等に提出	特定介護予防サービス事業者に提出
特定介護サービス	特定介護予防サービス	特定介護サービス	特定介護予防サービス
居住費の負担限度額（法第五十一條の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	滞在費の負担限度額（法第六十一條の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	居住費の負担限度額（法第五十一條の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	滞在費の負担限度額（法第六十一條の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）
居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	滞在費の基準費用額（同項第二号に規定する滞在費の基準費用額をいう。）	居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	滞在費の基準費用額（同項第二号に規定する滞在費の基準費用額をいう。）
二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）

	居住等	第三号の特定介護保険施設等に居住し、又は滞在していた期間	滞在
第八十三条の八第三項	居住費	滞在費	

(介護保険法施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者に係る認定の手続き等について)

第九条 附則第三条及び介護保険法施行規則第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第四条第一項	介護保険法施行規則第八十三条の五	介護保険法施行規則第七十条の二	五
----------	------------------	-----------------	---

附則第四条第二項	特定介護サービス（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）	指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定福祉施設サービスをいう。）又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定介護福祉施設サービス等」という。）
	法第五十一条の二第一項の要介護被保険者	介護保険法施行法第十三条第五項の要介護旧措置入所者
	特定介護サービスを	指定介護福祉施設サービス等を
	介護保険法施行規則第八十三条の五	介護保険法施行規則第七十二条の二において準用する同令第八十三条の五
	特定介護サービス	指定介護福祉施設サービス等

第八十三条の六第一項	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	法第五十一条の二第二項	介護保険法施行法第十三条第五項
前条の規定	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	前条の規定	改正省令附則第九条において準用する改正省令附則第四条第一項又は第二項の規定
要介護被保険者	前条各号	要介護旧措置入所者
		改正省令附則第九条において準用する改正省令附則第四条第一項各号又は第二項各号
指定施設サービス等を受けている場合にあつては、当該指定施設サービス	指定施設サービス等を受けている場合	指定介護福祉施設サービス等を受けている場合にあつては、当該指定介

第八十三条の六第四項	介護保険施設に	指定介護老人福祉施設等に
	様式第一号の二	様式第一号の三
第八十三条の六第五項	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
前条各号	要介護被保険者	改正省令附則第九条において準用する改正省令附則第四条第一項各号又は第二項各号
		要介護旧措置入所者
第八十三条の六第七項、第九項及び第十項	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
		ス等を受けている介護保険施設
介護保険施設に	様式第一号の二	介護福祉施設サービス等を受けている指定介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設等」という。）

第八十三条の七

前条第一項	改正省令附則第九条において準用する改正省令附則第四条第一項又は第二項
要介護被保険者	要介護旧措置入所者
特定介護サービス	指定介護福祉施設サービス等
特定介護保険施設等（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）	指定介護老人福祉施設等
第八十三条の八第二項	指定介護老人福祉施設等
居住等	居住
食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	食費の特定基準費用額（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額をいう。）

第八十三条の八第二項

要介護被保険者	要介護旧措置入所者
食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	食費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。第三項において同じ。）
居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）	居住費の特定負担限度額（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。第三項において同じ。）
第八十三条の八第二項	指定介護老人福祉施設等
特定介護保険施設等	指定介護老人福祉施設等

第八十三条の八第三項	特定介護サービス	指定介護福祉施設サービス等
	居住等	居住
居住し、又は滞在していた	居住していた	
食費の負担限度額	食費の特定負担限度額	
居住費の負担限度額	居住費の特定負担限度額	

介護予防支援業務の委託件数に関する上限について

1 委託件数に上限を設定した趣旨

今般の介護報酬改定の基準において、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターが介護予防支援業務を委託する場合について、居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり8件の上限を設けたところであるが、その趣旨は次のとおりである。

(1) 介護予防に関する介護保険法の改正の趣旨

- 今般の介護保険法の改正においては、改正の柱の一つとして予防重視型のシステムの構築を掲げ、予防給付については、そのマネジメント体制・サービス体系・対象者の範囲等について、従来の介護給付とは区別し、新しい形の給付制度として再編された。
- とりわけ、ケアマネジメントについては、従来は、要支援者・要介護者ともに、居宅介護支援事業所が行っていたものを、今般、予防給付のケアマネジメント業務を明確に区分し、地域包括支援センターに一元的に担わせることとされ、要支援状態になる前からの一貫性・連続性ある対応をすることとされたところである。
- こうした趣旨から、予防給付のケアマネジメントについては、市町村が責任主体となって設置する地域包括支援センターが、介護予防支援事業者としての指定を受けて実施することとされているのであり、原則として、予防給付のケアマネジメントについては、介護予防支援の指定を受けた地域包括支援センターが自ら実施すべき性質の業務である。なお、介護保険法上、その一部について居宅介護支援事業所への委託も可能としているのは、自ら実施できない場合の例外的な手段としてであり、こうした原則にそぐわないような委託については、慎むべきものである。

(2) 質の高いケアマネジメントプロセスの徹底

- 今般のケアマネジメント報酬に関する報酬・基準改定においては、ケア

マネジメントの基本プロセスを徹底し、その質を向上させるため、介護支援専門員1人当たりの取扱件数について35件に引き下げる等の措置を講じたところである。

- これは、介護支援専門員については、今般の制度改正により、介護給付に係るケアマネジメントをその本来業務として位置付けられたことを踏まえ、こうした業務に集中して取り組むことが求められたことによるものであるが、その一方で、介護支援専門員が地域包括支援センターから介護予防支援業務を大量に受託することとなれば、こうした制度改正の趣旨を没却することになりかねない。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務の一元的な実施

- 軽度者に対する予防給付のケアマネジメントについて、市町村が責任主体となって設置する地域包括支援センターが介護予防支援事業所として実施することとされたのは、要支援状態になる前からの一貫性・連続性ある介護予防ケアマネジメント体制の確立等の観点からであるが、指定を受けた地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に対し、むやみに委託を行うこととなれば、こうした今般の制度改正の目的にそぐわないこととなる。

2 介護予防支援業務の実施に当たっての配慮措置

受託件数の上限措置の設定に当たっては、制度の円滑な実施に向けた次の措置を講じているので留意願いたい。

(1) 経過措置

- 受託件数の上限措置については、既存の居宅介護支援事業所については、施行から6月の間は適用しない旨の経過措置を設ける。

(2) 介護予防支援業務の効率化・合理化

- 介護予防支援に関する業務量については、次の観点から業務量の減少が見込まれる。

- ・ 主要な支援要素である介護予防通所介護と介護予防訪問介護の報酬が月単位の定額報酬とされ、結果的に給付管理業務が軽減されること。
- ・ 介護予防サービスについては、具体的なサービス提供方法等の内容に関して、従前のようにケアマネジメント実施者ではなく、サービス提供事業者の裁量の幅が大きくなること。
- ・ 対象者が軽度者であること、介護予防サービスについてはサービス提供事業者側の裁量による部分が相対的に大きくなること等を踏まえ、これまで毎月行っていた利用者宅の訪問を、原則3月に1度でよいこととする等合理的な範囲で業務量の軽減が図られていること。

(3) 介護予防支援に係る人員基準の明確化

- 介護予防支援業務に従事する担当者の条件として、「保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者」としているが、この具体的な内容として、次の者を含むことを解釈通知において明確化する。
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 社会福祉士
 - ・ 経験ある看護師
 - ・ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

※なお、上記の者については、速やかに介護予防支援に関する研修を受けることが望ましい。

(4) 離島へき地等における特例

- 離島・へき地など特例的な措置を講じなければ対応できない地域については、施行後6月の間にその実態を調査した上で、必要な対応を検討する。

地域包括支援センター・介護予防支援関係Q & A（追補）

問

介護予防支援事業所である地域包括支援センターがケアマネジャーを非常勤として雇用し、介護予防支援業務を担当させた場合、当該ケアマネジャーの担当した件数は、当該ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所における受託件数としてカウントされるのか。

（答）

- 介護予防支援事業の円滑な施行のための経過的な措置として、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、介護予防支援事業所である地域包括支援センターの非常勤の嘱託員などとして雇用された場合については、居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーとして受託業務を実施したわけではないので、当該居宅介護支援事業所における受託件数としてはカウントされるわけではない。

- ただし、居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーの評価は常勤換算で行うこととしており、当該ケアマネジャーが地域包括支援センター非常勤の嘱託員などとして働いた場合については、居宅介護支援事業所における勤務時間は減るのが通常であり、その場合、当該ケアマネジャーの居宅介護支援事業所における常勤換算評価は、居宅介護支援事業所における勤務時間数が減少した分、減ることとなるので留意されたい。